

大阪市立大学安全保障輸出管理取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市立大学安全保障輸出管理規程（以下「規程」という。）第21条の規定に基づき、輸出管理の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(事前確認)

第2条 規程第11条の事前確認は、以下の手順にて行う。

- (1) 教職員等は、該非判定フローチャートに従い事前確認を行い、申請の必要がある、もしくは疑義がある場合は、取引審査票（様式1）、該非判定票（様式2）および必要なチェックリスト（様式3～5）を、輸出管理部局等責任者（部局長）宛提出する。

(該非判定及び取引審査)

第3条 規程第12条の該非判定及び取引審査は、以下の手順にて行う。

- (1) 前条記載の事前確認該非判定票に従い、輸出管理部局等責任者が該非判定を行い、申請の必要がある、もしくは疑義がある場合は、前記書類を輸出管理統括責任者宛提出する。（二次判定）
- (2) 輸出管理統括責任者は、必要に応じて安全保障輸出管理委員会を開催し、該非判定及び取引審査の審議をする。（二次判定）

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。